| 適用法令等(主管課名) | 規制・制限を受ける区域 | 許可等の権限者 | 手続続 | 行為の禁止・制限又は規制の内容 | 根拠条文 | 備 | 考 |
|-------------|---|--------------------|--|--|------|---|---|
| 1 2 4 | 砂防指定地 (法 2) | 建設事務所長 砂防事務所長 (委任) | 許 可 建設事務所 (維持管理課) 砂防事務所 (総務課) 直轄工事施行区域 (法6①) については、 国土交通省地方整備 局と協議 | (行為の制限) 1 建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去 2 立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬 3 切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 4 たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 5 土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 6 樹根又は草根の採取 7 牛馬その他の家畜の放牧 8 砂防設備の占用 | 規則3 | | |
| 砂防法・長野県砂井 | [適用除外] 1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 (1) 宅地(次に掲げる土地の区域内のものを除く。)において行う建築物、施設その他の工作物の新築等 ア 急傾斜地(傾斜度が30度以上である土地の区域であって、高さが5m以上のものをいう。以下同じ。) イ 急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該上端からの水平距離が10m以内の区域 ウ 急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が10m以内の区域 | | | | | | |

- エ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により地すべり防止区域に指定された土地の区域
- オ 砂防設備からの水平距離が5m以内の土地の区域
- カ 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域(同法が適用又は準用されない河川にあっては、同項第1号の土地の区域)
- (2) 載荷重が1m²につき2.5 t以下の仮設工作物の新築等であって、土地の形質の変更を伴わないもの(前号のア、イ、オ及びカに該当する土地の区域において行うものを除く。)
- (3) 除伐、間伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採
- (4) 高さが50cm以下の切土又は深さが50cm以下の掘削であって、水の浸透又は停滞を増加させないもの(次に掲げる土地の区域において行うものを除く。) ア 第1号のア、イ、オ及びカに該当する土地の区域
- イ 急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が2m以内の区域
- (5) 水田(地割れその他の土地の状況により水の浸透しやすい水田を除く。) に水を放流し、又は貯留する行為
- (6) かんがい用に供するため土地(水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。)に水を放流する行為
- (7) 日常生活の用に供するため宅地(地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。)において散水し、水を浸透させる行為
- (8) 用排水路に水を放流する行為
- (9) ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為
- (10) 載荷重が1平方メートルにつき2.5 t 以下の十石砂れき又は鉱物の集積(第1号のア、イ、オ及びカに該当する土地の区域において行うものを除く。)
- (11)農地において耕うんその他の農作業として行う行為(第5号及び第6号に掲げる行為を除く。)
- (12) 自家用のための立木若しくは竹の伐採、草根の採取又は土石砂れきの採取 (機械力を使用しないで行うものに限る。)